

鳥取大学職員就業規則の一部改正について

改正理由

鳥取大学非常勤職員就業規則の一部改正に伴い、この規則の一部を改正するものである。

改正要綱

- 一 鳥取大学非常勤職員就業規則の一部改正に伴う所要の整備を図ること。
- 二 この規則は、平成19年4月1日から施行すること。

鳥取大学職員就業規則 新旧対照表（案）

新	旧
<p>(職員の定義) 第 2 条 この規則において「職員」とは、<u>本学が雇用する者をいう。</u></p> <p>2 この規則において「教員」とは、<u>職員のうち、教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。)、助教及び<u>並びに</u>教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の職にある者をいう。</u> (適用範囲) 第 3 条 この規則は、<u>次の各号に掲げる者以外の職員に適用する。</u></p> <p>一 <u>有期契約職員（職員と協力し又は補助するため、期間を定め、かつ、時間、日又は回によって定められた給与により雇用する者をいう。）</u></p> <p>二 <u>外国人研究員（学術研究の推進のため、共同研究等に参画させることを目的に本学が招へいし、常時勤務する職員として期間を定めて雇用する外国人をいう。）</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教員の採用、退職、懲戒、服務、研修等について必要な事項は、鳥取大学教員の就業に関する規程(平成 16 年鳥取大学規則第 37 号)の定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>第 1 項各号に掲げる者の就業に関し必要な事項は、別に定める。</u> (略)</p> <p>附 則 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(略)</p> <p>(職員の定義) 第 2 条 この規則において「職員」とは、<u>第 7 条、第 8 条及び第 23 条の規定により本学に採用された者をいう。</u></p> <p>2 この規則において「教員」とは、<u>教授、助教授、講師(常時勤務する者に限る。)、助手、教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の職にある者をいう。</u></p> <p>(適用範囲) 第 3 条 この規則は、<u>職員に適用する。ただし、日又は時間を定めて雇用する常時勤務することを要しない職員の就業については別に定める。</u> (新設) (新設) (新設) 2 前項の規定にかかわらず、<u>教員の採用、退職、懲戒、服務、研修等について必要な事項は、鳥取大学教員の就業に関する規程(平成 16 年鳥取大学規則第 37 号)に定めるところによる。</u> (新設) (略)</p>